

第3章 事前相談

1 特定都市河川浸水被害対策法第30条(以下、同法の条文引用箇所は、法第〇〇条という) 雨水浸透阻害行為面積の確認方法について

雨水浸透阻害行為面積の確認方法は以下のとおり。

1) 行為区域の判断

一体の行為区域として見なすことの範囲。(詳細は、P3-3を参照)



2) 行為区域内の現況(過去)の土地利用の判別※1

現地の土地利用形態の判別は、申請時点における現況の土地利用状況に基づいて判断することを基本とする。なお、特定都市河川浸水被害対策法の施行時点の情報も用いて総合的に判断することが望ましい。

土地利用状況は、土地登記簿、現地写真、航空写真等により判断することとする。
【ガ6-10】



3) 行為区域内の計画土地利用の判別

土地利用計画図において、土地利用区分を判別し、土地の利用形態ごと(流出係数ごと)に面積を集計する。



4) 雨水浸透阻害行為面積の集計

2)、3)で作成した現況地形図、土地利用計画図から、「許可(申請)必要」な土地利用形態の面積を合計する。※2



雨水浸透阻害行為面積合計が1,000㎡以上の場合、法第30条の許可必要

※1 土地利用の判別方法については、P3-7～P3-9参照

※2 雨水浸透阻害行為に該当する面積や申請の可否等について、『【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム』を用いて確認することができる。

※3 雨水流出抑制対策の比較対象とする他法令等における「対象面積」とは考え方が異なるため、各法令等で確認を行うこと。

2 雨水浸透阻害行為区域の判断について

2.1 行為区域位置図の作成（図面-1）

行為区域の位置図は、縮尺 1/50,000 以上（例：1/25,000、1/10,000 等）の地形図に、行為区域の位置（地番を表示）を記入する。

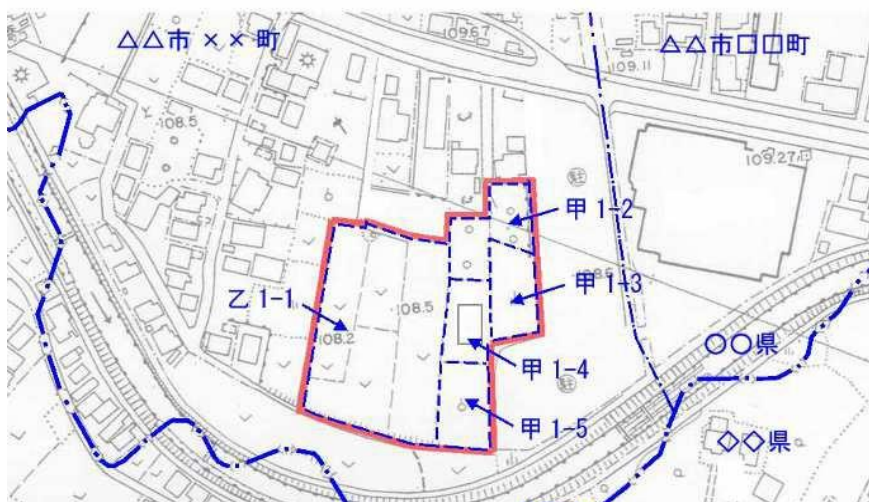
また、地形図に行為区域の位置を赤色で表示した例示を以下に示す。

※「行為区域」とは、雨水浸透阻害行為が行われる区域の範囲



2.2 行為区域区域図の作成（図面-2）

縮尺 1/2,500 の図面を用いて、以下を表示する。行為区域（一連で行為が行われる事業エリア全体）・県界・市境並びに土地の地番及び形状。申請区域の境界を赤枠で記載する。



2.3 行為の一連性に関する判断の考え方

特定都市河川浸水被害対策法では、行為の一連性（行為区域としての一体性）に関する判断基準が示されていないため、都市計画法の開発許可制度における取扱い等も踏まえ、必要に応じ、許可権者において以下の基準等を参考に社会通念に照らし合わせ、客観的に判断する。

【判断基準（参考）】

- ・ それぞれの雨水浸透阻害行為（以下「行為」）者が同一かどうか。
- ・ それぞれの行為区域が隣接しているかどうか。
- ・ それぞれの行為時期が同時または連続で行われるかどうか。
- ・ それぞれの開発の目的が同じかどうか。
- ・ 構造を共有するかどうか。
- ・ 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるかどうか。

【参考】

『解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン』では、雨水浸透阻害行為の許可の申請単位は、事業期間が5年程度までとなる一連の事業区域を基本としている。【ガ 6-12】

2.4 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の申請【ガ P6-18(一部改変して作成)】

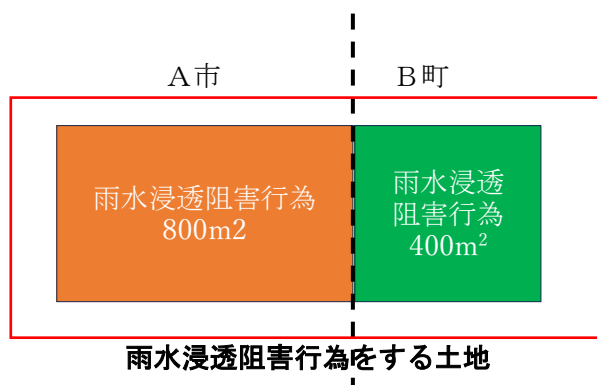
事業行為の雨水浸透阻害行為の面積が 1,000 m²以上であり、それぞれの許可権者の行政区域内における雨水浸透阻害行為をする土地の面積（以下「個別行為面積」という。）が許可の対象規模（1,000 m²）以上であるか否かに関わらず、全ての許可権者による許可を要し、許可の申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対して行うものとする。

各許可権者に提出する申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為の全ての内容を網羅したものとする。

雨水浸透阻害行為全体の面積 = S						
A 県における 雨水浸透阻害行為面積 = S_A B 県における 雨水浸透阻害行為面積 = S_B						
	S	S _A	S _B	A 県における 規模要件	B 県における 規模要件	許可権者
ケース1	1200	400	800	1000	1000	A 県、B 県
ケース2	900	300	600	1000	1000	許可不要

<参考>

例.雨水浸透阻害行為の全体面積が 1,200m²
 A 市における雨水浸透阻害行為面積 800m²
 B 町における雨水浸透阻害行為面積 400m²
 →全体の 1,200m²の雨水浸透阻害行為に対する許可申請を A 市及び B 町に行う。



雨水浸透阻害行為の全体面積
 A 市 800 + B 町 400 = 1,200m²
 ≥ 1,000m² (許可規模)

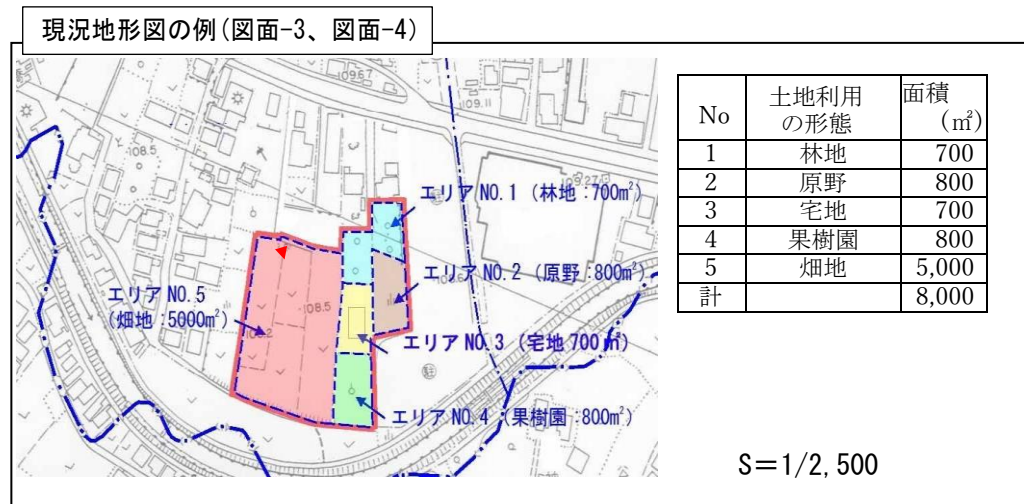
A 市及び B 町両方への申請が必要

3 行為区域内の現況（過去）の土地利用の判別について【ガ P6-10】

縮尺 1/2, 500 以上とし、地形（等高線は 2m の標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分ごと（流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態）の面積を明示（着色等の工夫が望まれる）。

土地利用形態の判断にあたっては、申請時点における最新の土地利用状況（登記簿に記載された地目、現地写真、最新の航空写真等※）に基づき判断することを基本とする。なお、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないことや、法律、政令で規定する宅地などの区分と合致しないこともあるなど、これにより難しい場合には、申請者の課税状況や農業委員会の意見を徴収し、許可権者が総合的に判断することとする。

以下、先進都道府県の判断事例を参考に記載する。手順としては、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、土地利用区分毎に面積を求める。 ※地理院地図やその他のウェブサイト上で閲覧可能なものでよい



【宅地範囲の確認方法】

ア 現況において、建物の用に供している土地

※登記簿上の地目を参照にするが、原則として建築確認申請書の敷地面積の範囲

※宅地には、建物等と庭園、駐車場等その附属施設を含めて宅地と判断する。

※宅地の範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地の範囲を分割しないこと。

※既存の田畑を宅地の範囲に含めないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地の範囲を分割してもよい。

イ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地

※過去とは、特定都市河川法 30 条関連の施行時点までとする。

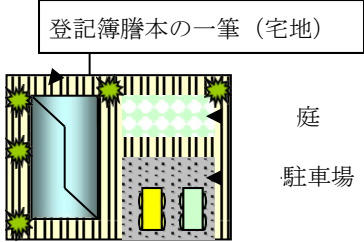
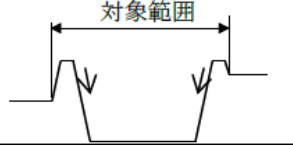
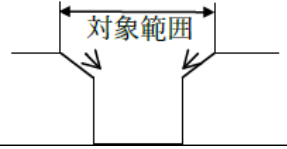
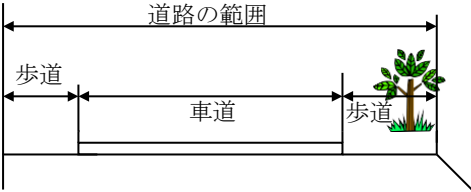
ウ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

※既に雨水流出抑制が行われている都市計画事業区域内、土地区画整理事業区域内、市街地再開発事業区域内において、知事等の認可を受けた土地利用に基づく事業の施行は雨水浸透阻害行為に該当しないが、事業の施行区域であっても、事業の完了後に個別に雨水浸透阻害行為を行う場合は、該当となる。

【参考】土地利用形態の判別方法

以下の表を参照して、土地利用形態を判別し、流出係数を設定する。

土地利用形態の判別と流出係数(1)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
宅地等	①宅地 	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。	土地登記簿謄本で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する。（証明書等添付）	宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。 
	②池沼 	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する。（証明書等添付）	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。 
	③水路 	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	土地登記簿謄本で「運河用地」「用悪水路」「井藪」と表示されている土地は水路と判断する。（証明書等添付）	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。 
	④ため池 	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する。（証明書等添付）	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（のり面を有しないもの） ⑥道路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含むこと。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わないこと。	土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する（道路法による道路であるか否かは問わない）。（証明書等添付）	道路用地は路肩から路肩までの範囲の他、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。 
	⑦鉄道線路（のり面を有しないもの） ⑧鉄道線路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいうこと。なお、操車場は鉄道線路には含まないこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	鉄道用地は駅舎、附属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ 6-10】

土地利用形態の判別と流出係数(2)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
宅地等	⑨飛行場（のり面を有しないもの） ⑩飛行場（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの0.90 ■法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいうこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。但し、法面とは区分し整理。
	⑪太陽光発電施設の用に供する土地 	0.90	太陽光パネル、付属施設で覆われた土地を言う。	現況の地形図における土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	
舗装された土地	⑫舗装された土地 	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地（のり面は含まず）をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	
	⑬不透水性材料により覆われた法面 	1.00	道路等ののり面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	⑭ゴルフ場（雨水を排水するための排水施設を伴うもの） 	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の土地利用と排水平面図等から判断する。	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮運動場（雨水を排水するための排水施設を伴うもの） 	0.80	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の地形図の土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②グラント敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ 6-10】

土地利用形態の判別と流出係数(3)

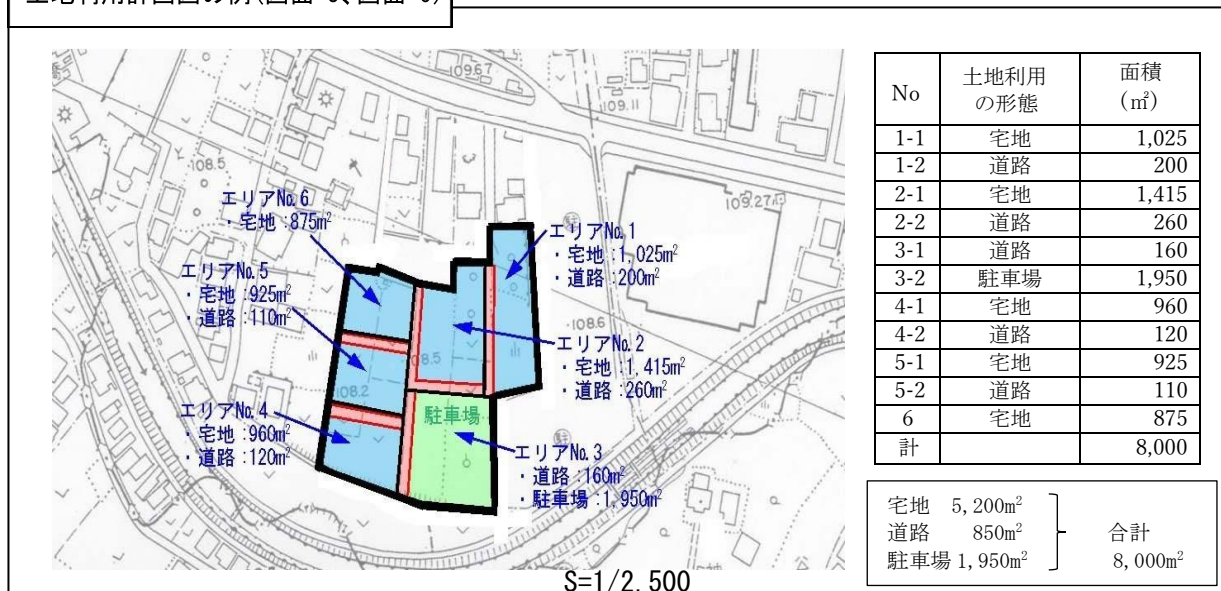
	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法（例）	留意事項
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	⑯ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地 	0.50	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まないこと。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること。	現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。
	⑰山地 	0.30		他の区分（①～⑯、⑱、㉔）以外の土地で平均勾配10%以上の土地。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	⑱人工的に造成され植生に覆われた法面 	0.40		現地調査による土地の被覆から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	
	⑲林地・原野 	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（山地、林地・原野）をいうこと。	他の区分（①～⑯、⑱、㉔）以外の土地で平均勾配10%未満の土地。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
上記土地利用以外の土地	⑳耕地 	0.20	耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいうこと。	土地登記簿謄本で「田」「畑」と表示されている土地は耕地と判断する。（証明書等添付）	

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ6-10】

4 行為区域内の計画土地利用の判別について

現況の土地利用区分の判断と同様、手順としては、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、土地利用区分毎に面積を求める。

土地利用計画図の例(図面-5、図面-6)



【宅地範囲の確認方法】

以下の a 及び b のうち、面積の大きい方を宅地の範囲とする。

a 「工事区域」

例 1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・・・・・・工事区域は建物部分

例 2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・・・・・・工事区域は整備エリア全体

(既設の撤去工事は除く)

※ただし、建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。

b 「建築敷地」

※建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。

【その他の土地の確認方法】

現況同様の表を参照して算定する。

5 雨水浸透阻害行為面積の集計について

国土交通省江戸川河川事務所が作成した「【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム」を用いて、雨水浸透阻害行為面積の確認、必要対策量の算出を行う。

なお、「【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム」は、埼玉県のウェブサイト上で公開されている。

【URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>】

R7.3時点版

【中川・綾瀬川流域版(埼玉県版)】調整池容量計算システム

令和●年●月

中川・綾瀬川流域水害対策協議会

5.1 「【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム」のシート構成

シート構成は以下のとおりであり、以下に示す上の段の左から右の順番で構成されている。

表紙

判別法

事前相談入力シート

事前相談チェックシート

事前相談書

・「事前相談入力シート」に行為前後の土地利用別面積を記入、「事前相談チェックシート」にて対象地区を設定し、『調整池の深さ』を入力する。また、他法令に基づく『対策基準』、『控除面積(必要に応じて)』、『許容比流量』、『許容放流量』を入力し必要対策量を算定、比較を行う。

5.2 現況及び計画の土地利用

「【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池容量計算システム」の「事前相談入力シート」に行方前(現況)と行為後(計画)の土地利用区分面積を入力する。

※集水区域が雨水浸透阻害行為区域の面積を越えるときは、当該越える区域を法30条の対策の対象とする面積とする。【ガ6-25】

事前相談入力シート

法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

集水区域が雨水浸透阻害行為区域の範囲を越えるときは、
当該越える区域を法30条の対策の対象とする面積とする。【ガ6-25】

【提出様式】

現況土地利用(ha)【行為前】																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地		左記以外の土地				
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに属する。)	道路(法面を有するものに属する。)	鉄道線路(法面を有しないものに属する。)	鉄道線路(法面を有するものに属する。)	飛行場(法面を有しないものに属する。)	飛行場(法面を有するものに属する。)	太陽光パネル	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を併用するもの。)	遊憩場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を併用するもの。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された場合に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
①	1.0000																		1.0000
②																			
③																			
④																			
⑤																			
⑥																			
⑦																			
⑧																			
⑨																			
⑩																			
小計	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000
合計																			2.0000

行為前

入力欄が足りない場合には、別途、土地利用集計表を作成いただき、本シートには各土地利用の合計値のみ入力いただくようお願いいたします。

計画土地利用(ha)【行為後】																					
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地		左記以外の土地					埼玉県河川法(河川敷)の設置等に該当する集水域に属する除外区域	
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに属する。)	道路(法面を有するものに属する。)	鉄道線路(法面を有しないものに属する。)	鉄道線路(法面を有するものに属する。)	飛行場(法面を有しないものに属する。)	飛行場(法面を有するものに属する。)	太陽光パネル	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を併用するもの。)	遊憩場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を併用するもの。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された場合に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	生業維持法に基づく緑地	森林法に基づく森林
①	2.0000																				
②																					
③																					
④																					
⑤																					
⑥																					
⑦																					
⑧																					
⑨																					
⑩																					
小計	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
合計																					0.0000

行為後

※ ●開発区域面積、農地転用面積の全体面積
 ●既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
 ●隣接地を対策工事の全部または一部としてみなすことが可能な場合は、その当該区域を対象に含めた面積【ガP6-42】等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください

入力データの整合チェック
OK

「林地、耕地、原野、その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地」の面積を超え

6 中川・綾瀬川流域の基準降雨

基準降雨※は、埼玉県告示第 328 号、さいたま市告示第 632 号、川口市告示第 243 号、越谷市告示第 136 号において告示されている。(次ページ参照)

中川・綾瀬川流域は、県南ブロック、県北ブロックに分かれているため、それぞれの基準降雨を適用する。

※基準降雨とは

特定都市河川浸水被害対策法第 32 条に基づき令第 9 条、規則第 21 条で定めることとされており、基準降雨が発生した場合においても雨水浸透阻害行為により流出雨水量の最大値を上回らないよう、対策工事の必要最低限度の基準として都道府県知事、政令市、中核市の長が公示するものです。基準降雨は、確率年を 10 年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を 10 分、降雨継続時間を 24 時間とし、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理等を行って設定されます。



県南ブロック さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、八潮市、三郷市、吉川市、伊奈町、松伏町

県北ブロック 熊谷市、行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市
白岡市、宮代町、杉戸町

県南ブロックの基準降雨

埼玉県南部ブロック

(さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、八潮市、三郷市、吉川市、伊奈町、松伏町)

降雨波形：中央集中型

生起確率：10年に1度

24時間総雨量：271.7mm

最大降雨強度（1時間）：73.8mm/h

最大降雨強度（10分間）：155.8mm/h

時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	4.1	6	0-10	6.8	12	0-10	87.0	18	0-10	6.5
	10-20	4.1		10-20	6.8		10-20	52.3		10-20	6.3
	20-30	4.2		20-30	6.9		20-30	38.9		20-30	6.2
	30-40	4.2		30-40	7.1		30-40	31.6		30-40	6.1
	40-50	4.3		40-50	7.2		40-50	26.9		40-50	6.0
	50-60	4.3		50-60	7.4		50-60	23.6		50-60	5.9
1	0-10	4.3	7	0-10	7.6	13	0-10	21.1	19	0-10	5.8
	10-20	4.4		10-20	7.7		10-20	19.1		10-20	5.7
	20-30	4.4		20-30	7.9		20-30	17.6		20-30	5.6
	30-40	4.5		30-40	8.2		30-40	16.3		30-40	5.5
	40-50	4.5		40-50	8.4		40-50	15.2		40-50	5.5
	50-60	4.6		50-60	8.6		50-60	14.3		50-60	5.4
2	0-10	4.6	8	0-10	8.9	14	0-10	13.5	20	0-10	5.3
	10-20	4.7		10-20	9.1		10-20	12.8		10-20	5.2
	20-30	4.8		20-30	9.4		20-30	12.2		20-30	5.2
	30-40	4.8		30-40	9.8		30-40	11.6		30-40	5.1
	40-50	4.9		40-50	10.1		40-50	11.2		40-50	5.0
	50-60	4.9		50-60	10.5		50-60	10.7		50-60	5.0
3	0-10	5.0	9	0-10	10.9	15	0-10	10.3	21	0-10	4.9
	10-20	5.1		10-20	11.4		10-20	9.9		10-20	4.8
	20-30	5.1		20-30	11.9		20-30	9.6		20-30	4.8
	30-40	5.2		30-40	12.5		30-40	9.3		30-40	4.7
	40-50	5.3		40-50	13.1		40-50	9.0		40-50	4.7
	50-60	5.3		50-60	13.9		50-60	8.7		50-60	4.6
4	0-10	5.4	10	0-10	14.7	16	0-10	8.5	22	0-10	4.6
	10-20	5.5		10-20	15.7		10-20	8.3		10-20	4.5
	20-30	5.6		20-30	16.9		20-30	8.0		20-30	4.5
	30-40	5.7		30-40	18.3		30-40	7.8		30-40	4.4
	40-50	5.8		40-50	20.0		40-50	7.7		40-50	4.4
	50-60	5.9		50-60	22.2		50-60	7.5		50-60	4.3
5	0-10	6.0	11	0-10	25.1	17	0-10	7.3	23	0-10	4.3
	10-20	6.1		10-20	29.0		10-20	7.1		10-20	4.2
	20-30	6.2		20-30	34.8		20-30	7.0		20-30	4.2
	30-40	6.3		30-40	44.5		30-40	6.8		30-40	4.1
	40-50	6.4		40-50	64.5		40-50	6.7		40-50	4.1
	50-60	6.5		50-60	155.8		50-60	6.6		50-60	4.1

※埼玉県告示第 328 号、さいたま市告示第 632 号、川口市告示第 243 号、越谷市告示第 136 号

県北ブロックの基準降雨

埼玉県北部ブロック

(熊谷市、行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)

降雨波形：中央集中型 生起確率：10年に1度 24時間総雨量：206.0mm 最大降雨強度（1時間）：64.8mm/h 最大降雨強度（10分間）：172.3mm/h											
時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)	時	分	降雨基準値 (mm/h)
0	0-10	3.0	6	0-10	4.8	12	0-10	69.8	18	0-10	4.6
	10-20	3.0		10-20	4.9		10-20	38.3		10-20	4.6
	20-30	3.0		20-30	5.0		20-30	27.8		20-30	4.5
	30-40	3.0		30-40	5.1		30-40	22.4		30-40	4.4
	40-50	3.1		40-50	5.2		40-50	19.0		40-50	4.3
	50-60	3.1		50-60	5.3		50-60	16.6		50-60	4.3
1	0-10	3.1	7	0-10	5.4	13	0-10	14.8	19	0-10	4.2
	10-20	3.2		10-20	5.5		10-20	13.5		10-20	4.1
	20-30	3.2		20-30	5.7		20-30	12.4		20-30	4.1
	30-40	3.2		30-40	5.8		30-40	11.5		30-40	4.0
	40-50	3.3		40-50	6.0		40-50	10.8		40-50	3.9
	50-60	3.3		50-60	6.2		50-60	10.1		50-60	3.9
2	0-10	3.4	8	0-10	6.3	14	0-10	9.6	20	0-10	3.8
	10-20	3.4		10-20	6.5		10-20	9.1		10-20	3.8
	20-30	3.4		20-30	6.7		20-30	8.7		20-30	3.7
	30-40	3.5		30-40	7.0		30-40	8.3		30-40	3.7
	40-50	3.5		40-50	7.2		40-50	7.9		40-50	3.6
	50-60	3.6		50-60	7.5		50-60	7.6		50-60	3.6
3	0-10	3.6	9	0-10	7.8	15	0-10	7.3	21	0-10	3.5
	10-20	3.7		10-20	8.1		10-20	7.1		10-20	3.5
	20-30	3.7		20-30	8.5		20-30	6.8		20-30	3.5
	30-40	3.8		30-40	8.9		30-40	6.6		30-40	3.4
	40-50	3.8		40-50	9.3		40-50	6.4		40-50	3.4
	50-60	3.9		50-60	9.8		50-60	6.2		50-60	3.3
4	0-10	3.9	10	0-10	10.4	16	0-10	6.1	22	0-10	3.3
	10-20	4.0		10-20	11.1		10-20	5.9		10-20	3.3
	20-30	4.0		20-30	11.9		20-30	5.8		20-30	3.2
	30-40	4.1		30-40	12.9		30-40	5.6		30-40	3.2
	40-50	4.2		40-50	14.1		40-50	5.5		40-50	3.2
	50-60	4.2		50-60	15.7		50-60	5.4		50-60	3.1
5	0-10	4.3	11	0-10	17.7	17	0-10	5.2	23	0-10	3.1
	10-20	4.4		10-20	20.5		10-20	5.1		10-20	3.1
	20-30	4.4		20-30	24.7		20-30	5.0		20-30	3.0
	30-40	4.5		30-40	32.1		30-40	4.9		30-40	3.0
	40-50	4.6		40-50	48.6		40-50	4.8		40-50	3.0
	50-60	4.7		50-60	172.3		50-60	4.7		50-60	2.9

※埼玉県告示第 328 号

7 必要対策量の算定方法

「事前相談チェックシート」により以下の手順で必要対策量を算出する。

事前相談の段階での必要対策量（概算）は、実際の対策工事が浸透施設の場合においても、貯留施設と仮定し必要対策量の算出を行う。

- ① 雨水浸透阻害行為を行うエリア（埼玉県南部・北部）を選択する。

対象地域※1
埼玉県南部
埼玉県北部
埼玉県南部

P3-15 の図を確認し、「埼玉県北部」、「埼玉県南部」を選択します。

- ② 「調整池深さ」が必要対策量に影響するため、事前相談の段階で可能な限り現地状況を踏まえながら対策施設諸元の精度を高めた値を記載に努める。

※ 施設が複数ある場合には、平均（加重平均が望ましい）の深さを入力

- ③ 都市計画法の開発許可における対策施設と調整がある場合は、都市計画法に基づく開発許可の技術基準等で定められた対策基準原単位と許容放流比流量を記入する。

- ④ 上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押す。

① 【事前相談チェックシート（県南ブロックでの例）】

事前相談チェックシート

土地利用区分	流出係数	① 対象土地利用 【行為前】 面積 (ha)	② 対象土地利用 【行為後】 面積 (ha)	③ 面積差 (ha) ②-①	雨水浸透阻害行為の 浸透面積 (ha) ③ 欄が (+) の場合
宅 地	0.90	1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
池 沼	1.00				
水 路	1.00				
ため 池	1.00				
道路（法面を有しないものに属する。）	0.90				
道路（法面を有するものに属する。）	0.90				
鉄道線路（法面を有しないものに属する。）	0.90				
鉄道線路（法面を有するものに属する。）	0.90				
飛行場（法面を有しないものに属する。）	0.90				
飛行場（法面を有するものに属する。）	0.90				
太陽光パネル	0.90				
小 計		1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
開発された土地					
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く。）	0.95				
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地	1.00				
小 計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
その他土地					
ゴルフ場（雨水を排水するための排水施設を有するもの）	0.50				
運動場その他これに類する施設（雨水を排水するための排水施設を有するものに属する。）	0.80				
ローラーその他これに類する建設機械を用いて耕のめられた土地	0.50				
小 計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
山 地	0.30				
人工的に造成された堆積に覆われた法面	0.40				
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.90	1.0000		-1.0000	
小 計		1.0000	0.0000	-1.0000	
合 計		2.0000	2.0000	0.0000	1.0000
平均流出係数		0.5000	0.9000		

※雨水浸透阻害行為の浸透面積が0.1ha以上の場合は、法第30条の許可（協議）が必要。

①法第30条の対策の対象とする面積が表示されます。（事前相談入力シート面積）

②都市計画法に基づく開発区域面積を入力して下さい。

④雨水浸透阻害行為を行うエリア（埼玉県南部・北部）を選択してください。

⑤農地転用など都市計画法に基づかない雨水浸透阻害行為については、チェックを入れてください。

③開発区域面積から控除面積を除いた面積が計算されます。

⑥「調整池深さ」は設計水位から実際に設置する放出口（底部）までの深さを記入してください。複数施設の場合における水深は、平均（底面積加重平均が望ましい）としてください。浸透施設の場合は設計水深を入力してください。

⑦他法令等の基準確認・許可権者と調整し、対策基準・控除面積・許容比流量・許容放流量を入力してください。

⑧許容比流量・放流量について、一次放流先との協議等により定める場合には入力して下さい。

⑨「必要対策量の概算」をクリックすると法第30条の必要対策量と他法令の対策量を比較し大きな対策量が表示されます。

⑩「必要対策量の概算」をクリックすると法第30条と他法令の許容放流量を比較し、小さな許容放流量が表示されます。

※1: 都市計画法に基づく開発行為面積を入力してください。
 ※2: 雨水浸透阻害行為を行うブロック（埼玉県南部・北部）を選んでください。（審査マニュアル参照）
 ※3: 調整池深さ（調整池（LWL）から支線に設置する放出口（底部）までの深さを入力してください。
 ※4: 既存宅地等、対策の対象とならない控除面積を入力してください。
 ※5: 県・各市町で設定されている許容比流量を入力してください。
 ※6: 許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値を入力してください。
 ※7: 排水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。
 ※8: 接続先水路との協議結果によるものを入力してください。
 ※9: 上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

必要対策量は、法第 30 条の規定に従い行為前後の土地利用に伴う面積とその流出係数の変化により算定される容量と、他法令等による対策量と大きな容量を必要対策量として設定するものとする。

「中川・綾瀬川流域水害対策計画」では、対策容量、許容放流量は以下のように記載している。

（参考 1）流域水害対策計画

第2節 雨水貯留浸透施設（民間事業者等による対策）

特定都市河川浸水被害対策法に基づく開発等による 1,000m² 以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。

さらに、これまで流域が一体となり取り組んできた対策が減退しないよう今後も都市計画法に規定する開発行為や流域自治体が定めた条例等の手続きを要する土地の改変に該当する雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と表 7-2 の他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策^{※1}を講じる。

なお、表 7-2 に記載のある他法令等のうち、条例等の定めが無いものについても、これまでの対策が減退しないよう、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条に基づく雨水流出抑制対策を講じつつ、各自治体は他法令等に基づくこれまでの開発指導を継続する。

さらに、都市計画法に規定する手続きや流域自治体が定めた条例等の手続きを要しない雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じる。

雨水貯留浸透施設の整備にあたっては、あらゆる関係者による総合治水対策を進める取組や雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度等、流域治水の普及啓発に努める。

また、個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枳や浄化槽の雨水貯留施設への転用、レインガーデン（雨庭）など各戸貯留を促進する。

※1 「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大きい方」と定義する。

【対策容量】

「各地域の基準^{※2}に基づく対策量（m³）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m³）」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】

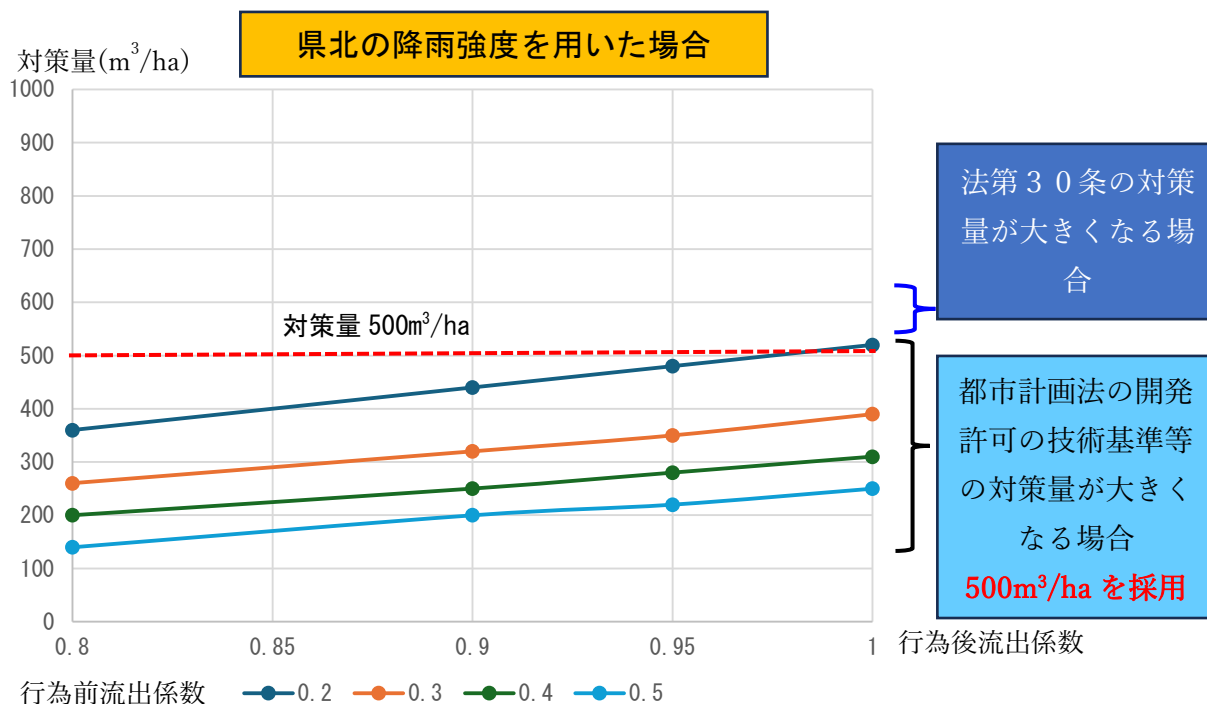
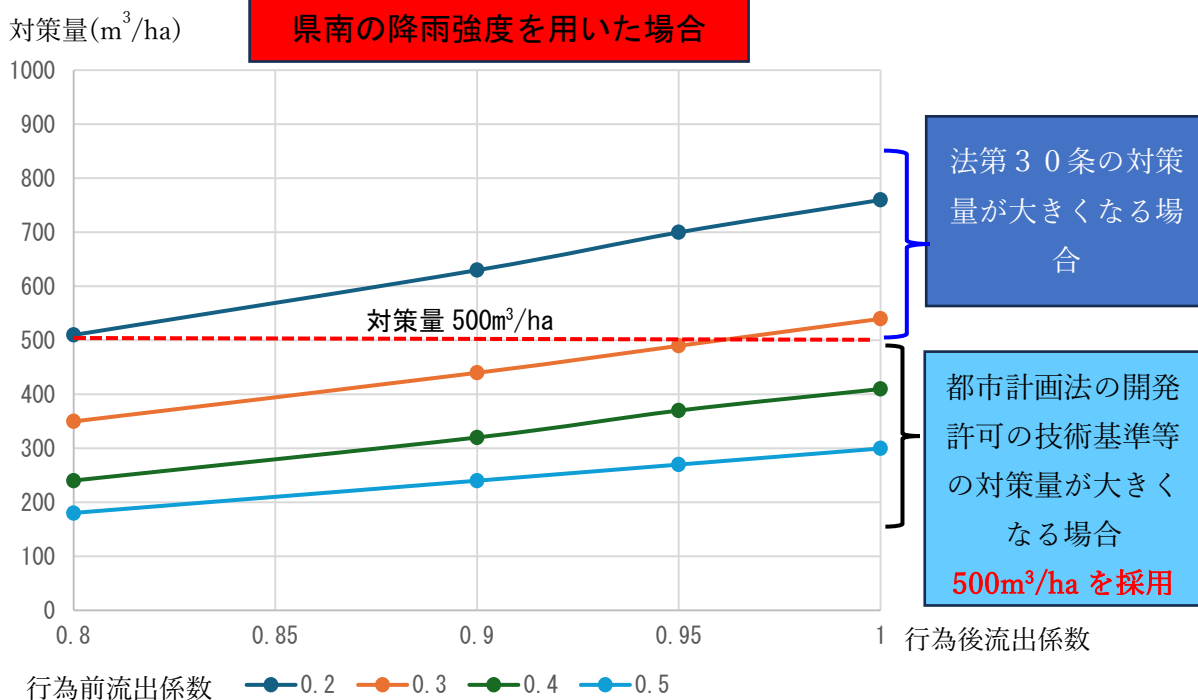
「各地域の基準^{※2}に基づく許容放流量（m³/s）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m³/s）」のうち、小さい方を適用する。

※2 「各地域の基準」とは、表 7-2 に示す雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

(参考 2) 各規準による対策量の比較

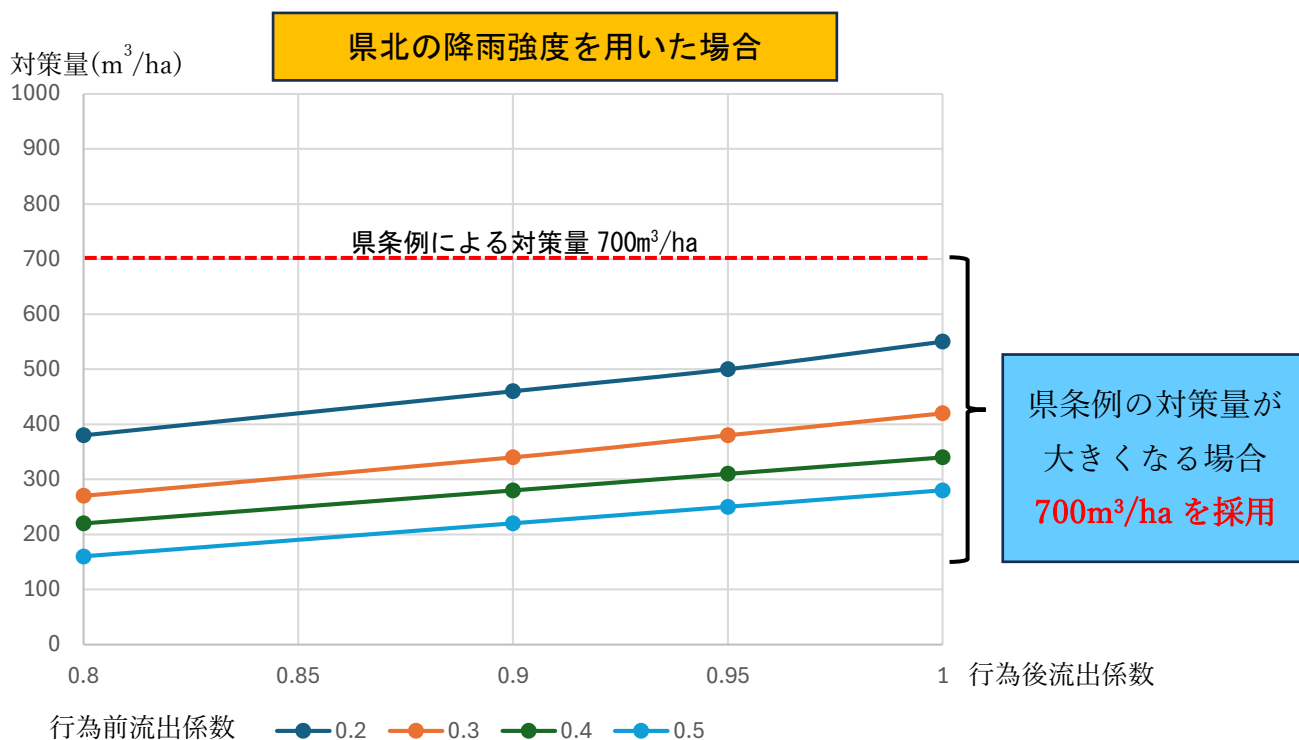
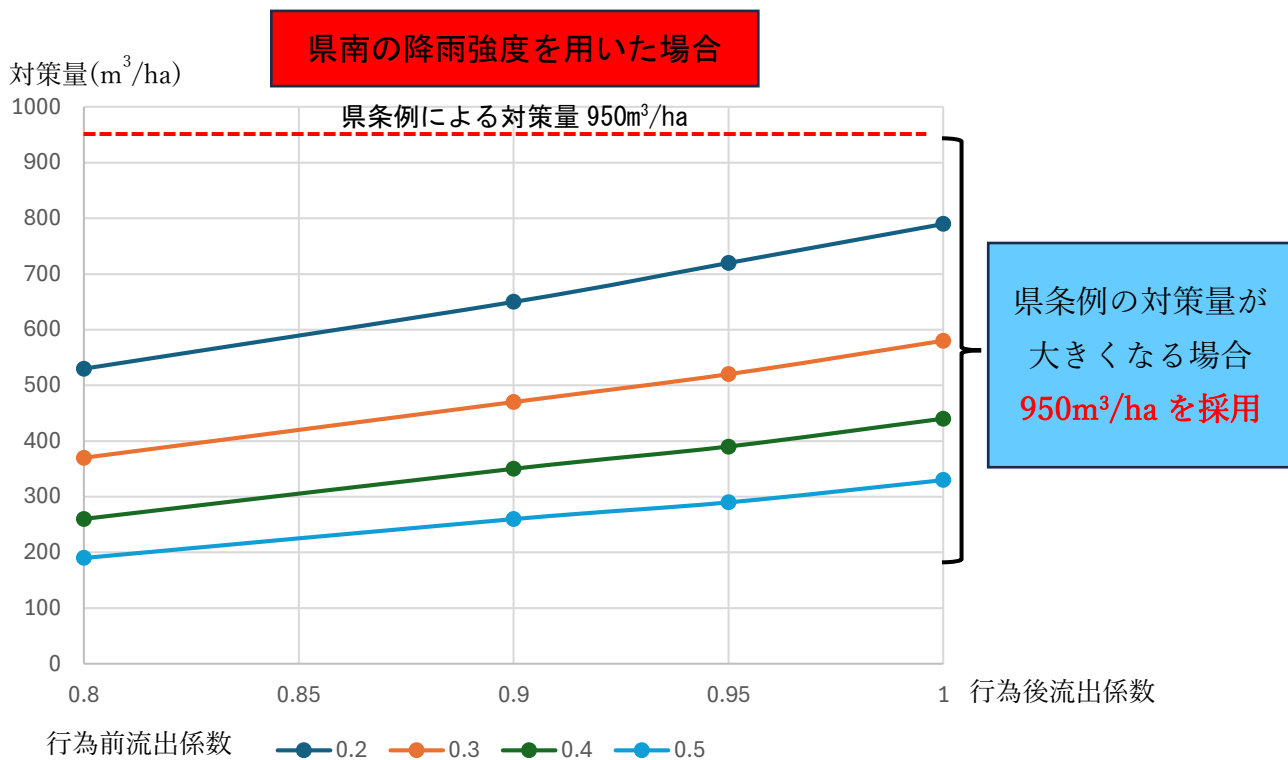
雨水浸透阻害行為の許可（法第 30 条）に基づく対策量と各市町における都市計画法の開発許可の技術基準等である 1ha 当たり 500m³ における対策量について、行為前後のそれぞれの流出係数に対する比較を行った（行為面積 0.5ha、調整池の水深 1.0m で算出）

下記のグラフのとおり、多くの場合、都市計画法の開発許可の技術基準等による対策量の方が大きくなるが、行為前の土地利用が田畑等（流出係数 0.2）の場合において法 30 条で必要となる対策量の方が大きくなるケースがある。



次に、雨水浸透阻害行為の許可(法第 30 条)による対策量と県雨水条例の基準である 1ha 当たり 700m³、950m³における対策量を行為前後のそれぞれの流出係数に対する比較を行った。
(行為面積 0.5ha、調整池の水深 1.0m で算出)

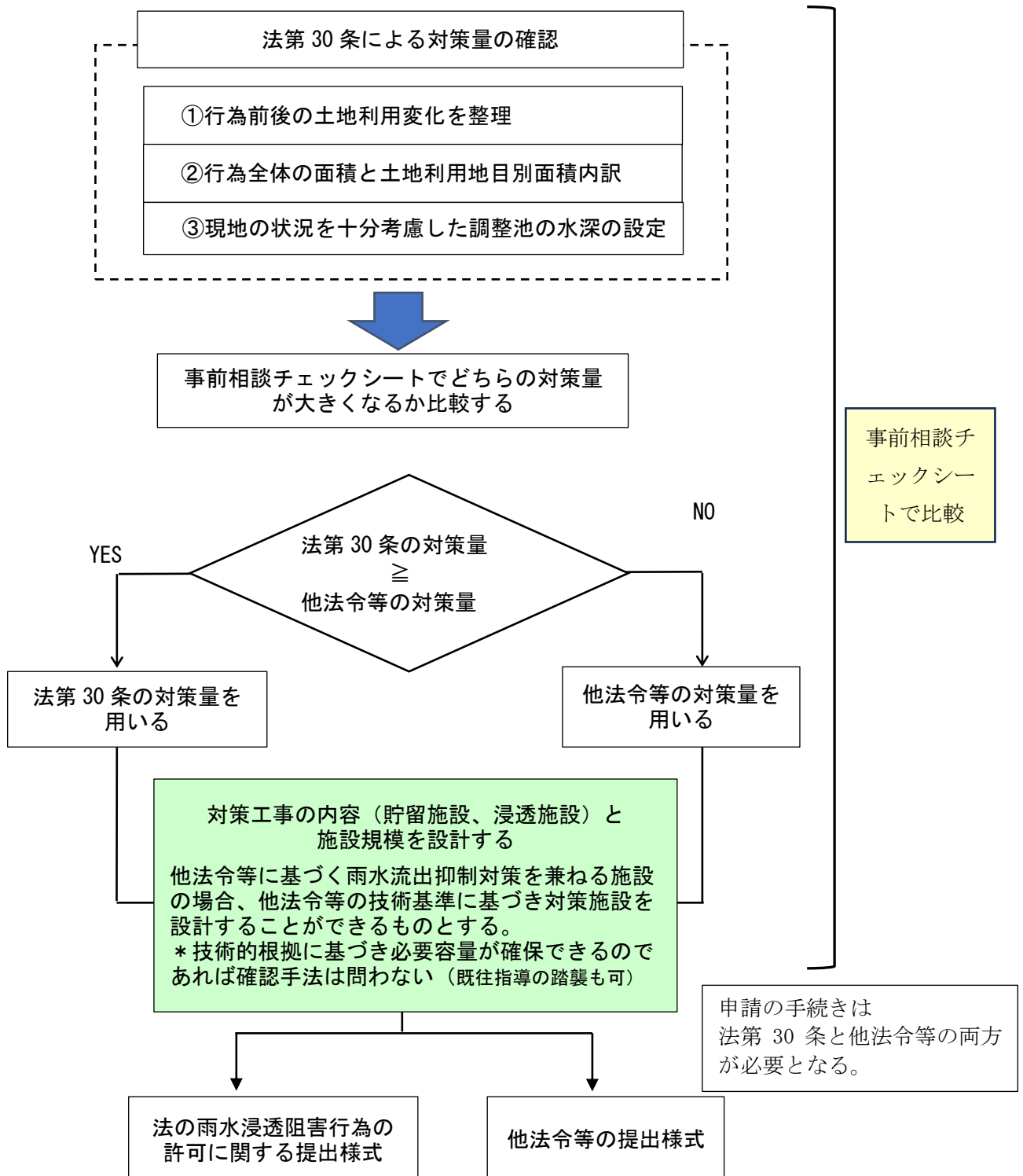
県南、県北ブロックともに調整池の水深が 1.0m の場合、県条例の対策量の方が大きくなる。



8. 対策工事の計画における他法令等による規制との調整の考え方

法第 30 条の必要対策量と市町の条例や都市計画法の開発許可の技術基準等による対策量(500m³/ha 等)及び県雨水条例による対策量(700m³/ha、950m³/ha)及び放流量を比較し、雨水流出抑制量が大きい方の対策を講じることで、双方の機能を兼ね備えた施設とする。

事前相談チェックシートを用いて、双方の対策量のどちらが大きくなるか確認する。
確認の結果、大きくなる方の対策を行う。

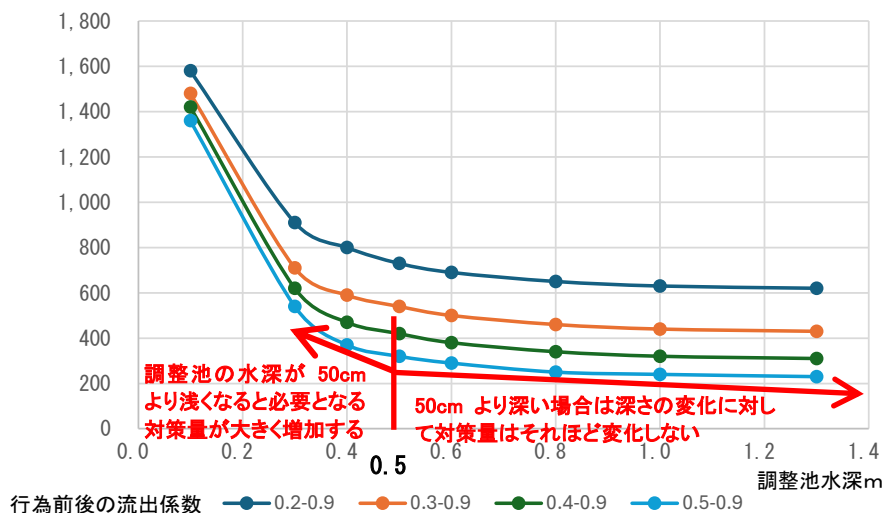


○ 調整池の深さが「事前相談チェックシート」の段階（概算）で入力した値と「対策工事の確定」の段階（詳細設計）で入力した値が異なる場合

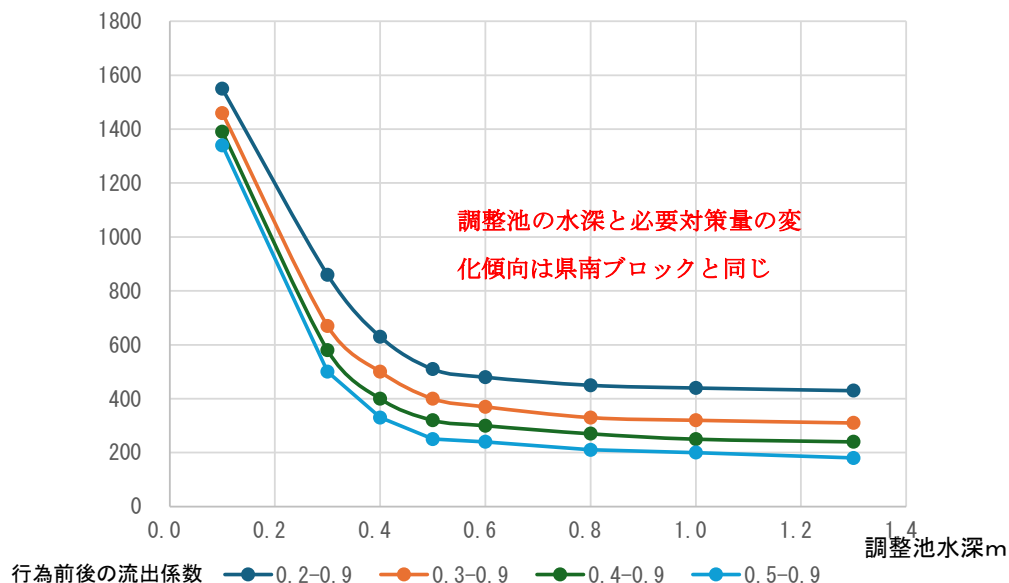
「事前相談チェックシート」で法第 30 条必要対策量を算出した際に入力した「調整池の深さ」の値が、対策工事確定の詳細設計において大きく変化した場合、以下を参考に確認する場合がある。

調整池深さ（調整池 HWL からオリフィスの管底まで）と必要な対策量には以下のグラフのような関係がある。特に水深が 0.5m より浅くなる場合、深さに応じ必要対策量が大きく変化する。（浅くなるほど必要対策量が極端に大きくなる）そのため、例えば事前相談チェックシートの段階で 0.5m より深い値を入力し、その後詳細設計の段階で 0.5m より浅い施設設計をした場合、必要対策量が大きく異なることから、再度、必要対策量の検討が必要である。

対策量 m^3 県南ブロック、調整池の水深と法 30 条で求める必要対策量の関係



対策量 m^3 県北ブロック、調整池の水深と法 30 条で求める必要対策量の関係



行為前土地利用の流出係数 0.2 から行為後土地利用の流出係数 0.9 に変化する場合

○ 調整池の水深が浅くなると対策施設の体積が大きくなる仕組み

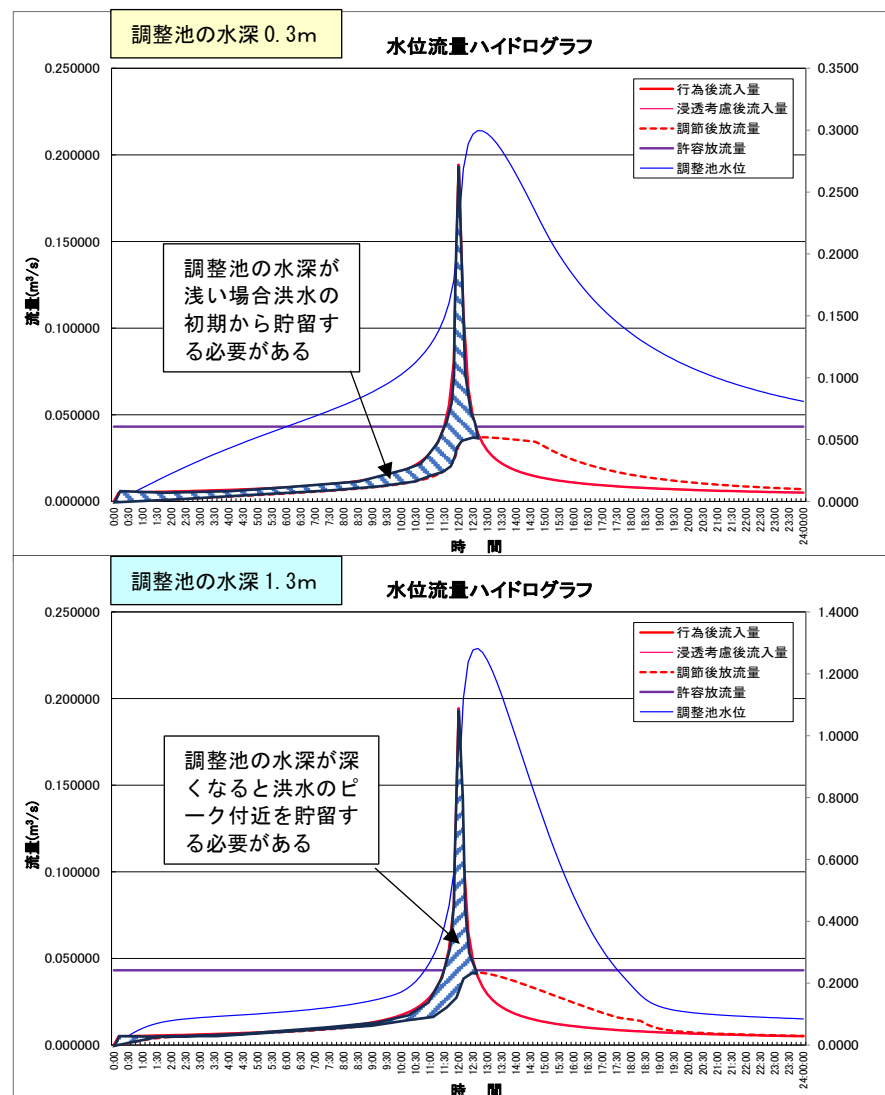
(同じ必要対策量に対する施設規模を設計する際に、浅く広い池にするのか深く狭い池にするのかで対策施設の体積が異なる)

水深が浅い調整池（オリフィスの水深が浅い調整池）は、洪水初期の水深が浅い時点ではオリフィスからの放流量が少ない（水圧が小さいため放流量が小さい）ため、初期から池に水が溜まる傾向にある。一方、水深が深い調整池（オリフィスの水深が深い調整池）は、水深が早い段階から深くなり水圧がかかりやすく放流量は、早い段階から流入量に近くなるため、対策施設の体積が小さくなる傾向にある。

調整池水深を変化させた場合の必要対策量とオリフィス径、放流量

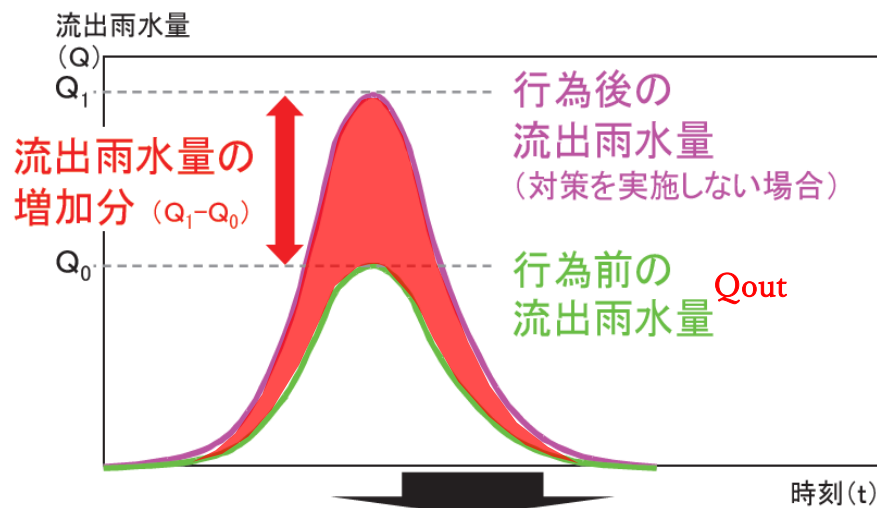
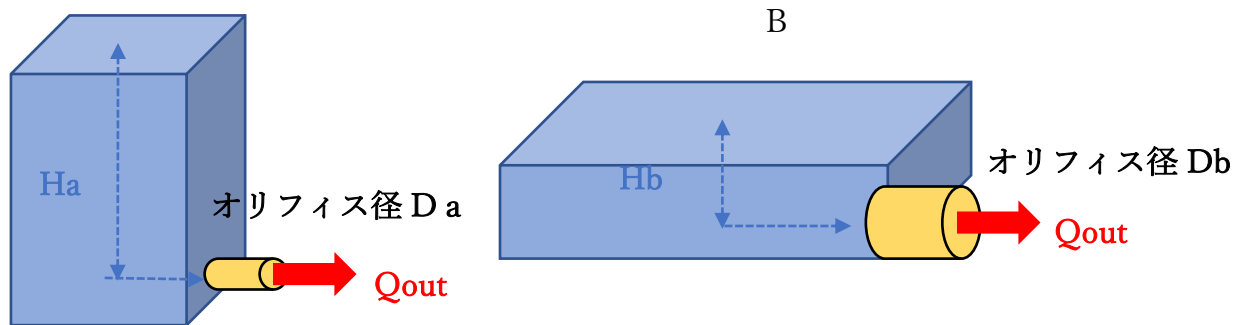
調整池水深 (m)	ha 当たり対策量 (m ³ /ha)	必要対策量 (m ³)	行為前流入量 (m ³ /s)	行為後流入量 (m ³ /s)	オリフィス径 (m)	設計水深 (m)	設計水深/水深	放流量 (m ³ /s)	放流量-行為前流入量 (m ³ /s)	放流量/行為前流入量
0.3	910	455	0.04322	0.1945	0.193	0.204	0.678	0.03702	-0.00620	0.857
0.5	730	365			0.171	0.415	0.829	0.03925	-0.00397	0.908
0.6	690	345			0.164	0.518	0.863	0.04004	-0.00318	0.926
0.8	650	325			0.152	0.724	0.905	0.04098	-0.00224	0.948
1.0	630	315			0.144	0.928	0.928	0.04151	-0.00171	0.960
1.3	620	310			0.135	1.233	0.948	0.04185	-0.00137	0.968

調整池の水深が浅い場合、流出初期の段階から貯留する必要があるため必要貯留量が大きくなる。



※ 水深とオリフィス の関係

※オリフィスとは、管路等流れの途中に絞りを設けたもの



※ Q_{out} は固定：（行為前後のハイドロの差分によって決まるもの）

・池の水深が深い方が、水压によりオリフィスから流出する流量が大きくなるため、同じ量の Q_{out} に対しては、池の深さ（H）を深くするとオリフィス径（D）は小さくなる。

最大放流量（=池満水）時に Q_{out} =許容放流量となるオリフィス径

$$Q_{out} = C \cdot a \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

Q_{out} (許容放流量) C (0.6) a ($\pi (D/2)^2$) g (9.8) $H(t)$ (池最大水深) $\Rightarrow$ 未知数は D(オリフィス直径)

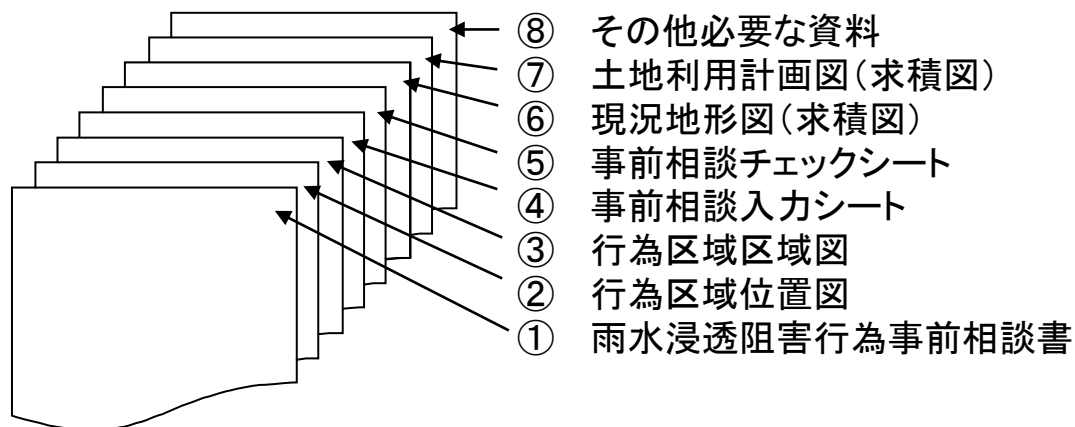
例 1) 池深さ 1m $\Rightarrow$ D=0.194m

例 2) 池深さ 4m $\Rightarrow$ D=0.137m

9 事前相談書の作成について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要であるかの確認と法と他法令等の流出雨水抑制量や放流量を比較するために行うものです。

必要な書類は以下のとおりです



事前相談に必要な書類一覧

	書類種類	名 称		備考
①	事前相談予約メモ	雨水浸透阻害行為事前相談書		
②	図面－1	行為区域位置図	縮尺1／50,000以上 地形図	※1
③	図面－2	行為区域区域図	縮尺1／2,500以上 現況地形図	※2
④	必須 事前相談入力シート	現況土地利用区分面積集計表(行為前)・計画土地利用区分面積集計表(行為後) 行為前後の土地利用区分の面積集計表	『雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート』から出力	※3
⑤	事前相談チェックシート	法第30条と他法令等との対策の比較表	『雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート』から出力	※4
⑥	図面－3	現況地形図:現況平面図(行為前)	縮尺1／2,500以上、土地利用形態ごとのエリア分け	※5
⑦	図面－4	〃 : 現況土地利用求積図(行為前)	土地利用形態ごとのエリア別面積表示	※6
⑦	図面－5	土地利用計画図:土地利用計画図(行為後)	縮尺1／2,500以上、土地利用形態ごとのエリア分け	※7
⑦	図面－6	〃 : 土地利用計画求積図(行為後)	土地利用形態ごとのエリア別面積表示	※8
⑧	その他必要資料	その他資料－1 土地の登記事項を示す書類	全部事項証明書の写し、その他土地利用区分を証明する書類	※9
		その他資料－2 公図の写し		※10
		その他資料－3 現況土地利用を説明する資料	現況写真、過去の航空写真、課税状況、農業委員会意見など (写真撮影位置図添付) →特に既存宅地控除がある場合は必須	※11
		その他資料－〇 その他必要な資料	放流量協議簿	

【雨水浸透阻害行為事前相談書（番号①）】

【提出様式】

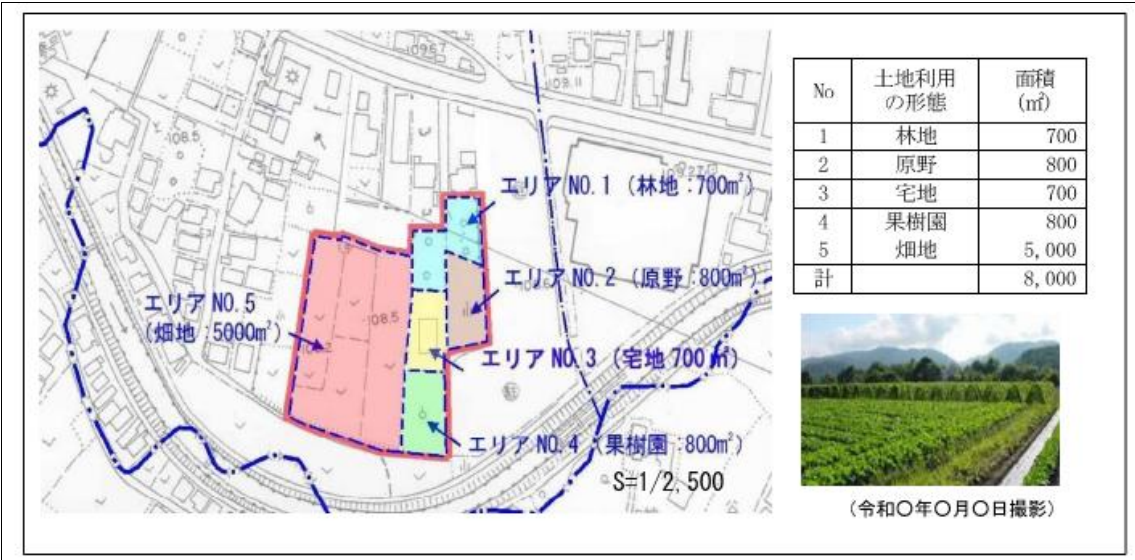
No. ー
雨水浸透阻害行為事前相談書

事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）××：××～：		
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101番地、102番地、103番地		
事業区域の面積	1. 200ha		
予定する事業の計画の内容	分譲住宅（◇宅地）の宅地造成		
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所	〇〇〇〇住宅建設株式会社	
	氏 名	代表取締役 〇〇 〇〇	
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所	〇〇市〇〇町1-1-1	
	氏 名	〇〇〇設計事務所株式会社	
	連絡先	XXX (XXX) XXX	担当者名 〇〇 〇〇

【現況地形図(求積図)・土地利用計画図(求積図) (番号⑥・⑦)】

P3-6 から P3-8 の『土地利用形態の判別方法』を参考に土地利用形態ごとの面積を記載してください。

現況地形図の例



土地利用計画図の例



【事前相談入力シート④】

事前相談入力シート

法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

【提出様式】

現況土地利用(ha)【行為前】																				
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	太陽光パネル	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
①	1.0000																			1.0000
②																				
③																				
④																				
⑤																				
⑥																				
⑦																				
⑧																				
⑨																				
⑩																				
小計	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000		1.0000
合 計																				2.0000

入力欄が足りない場合には、別途、土地利用集計表を作成いただき、本シートには各土地利用の合計値のみ入力いただくようお願いいたします。

計画土地利用(ha)【行為後】																						
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加 させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地			埼玉県雨水流出抑制施設の設置 等に関する条例に関する除外区 域		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面 を有しない ものに限 る。）	道路（法面 を有するも のに限 る。）	鉄道線路 （法面を有 しないもの に限る。）	鉄道線路 （法面を有 するもの に限る。）	飛行場（法 面を有しな いものに限 る。）	飛行場（法 面を有する ものに限 る。）	太陽光 パネル	コンクリー ト等の不透 透性の材料 により覆わ れた土地 （法面を除 く）	コンクリー ト等の不透 透性の材料 により覆わ れた法面	ゴルフ場 （雨水を排 除するための 排水施設を 伴うもの）	運動場その他これに類 する施設 （雨水を排 除するための 排水施設を 伴うもの に限る）	ローラーそ の他これに 類する建設 機械を用い て締め固め られた土地	山地	人工的に造 成された植 生に覆われ た法面	林地、耕 地、原野 その他ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	生産緑地法に 基づく緑地	森林法に基づ く残置森林	
①	2.0000																					
②																						
③																						
④																						
⑤																						
⑥																						
⑦																						
⑧																						
⑨																						
⑩																						
小計	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
合 計	2.0000										0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

※ ●開発区域面積、農地転用面積の全体面積
●既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
●隣接地を対策工事の全部または一部としてみなすことが可能な場合は、その当該区域を対象に含めた面積【ガP6-42】 等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください
ex)1行に2つ数値が入っている
桁の入力ミス 等

入力データの整合チェック
OK

「林地、耕地、原野、その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地」の面積を超えないこと

【事前相談入力シート⑤】

事前相談チェックシート

土 地 利 用 区 分		流出係数	①現況土地利用 【行為前】 面積 (ha)	②計画土地利用 【行為後】 面積 (ha)	③面積差 (ha)②－①	雨水浸透阻害行為の 該当面積 面積 (ha)③欄が (+)の場合
宅 地 等	宅 地	0.90	1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
	池 沼	1.00				
	水 路	1.00				
	た め 池	1.00				
	道路(法面を有しないものに限る。)	0.90				
	道路(法面を有するものに限る。)					
	鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90				
	鉄道線路(法面を有するものに限る。)					
	飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90				
	飛行場(法面を有するものに限る。)					
	太陽光パネル	0.90				
	小 計		1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
	舗装された土地					
舗装された土地	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95				
	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面	1.00				
	小 計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0.50				
その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある 行為に係る 土地	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80				
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50				
	小 計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
	上記に掲げる土地以外の土地					
上記に掲げる土地以外の土地	山 地	0.30				
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0.40				
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.20	1.0000		-1.0000	
	小 計		1.0000	0.0000	-1.0000	
合 計			2.0000	2.0000	OK	1.0000
平均流出係数			0.5500	0.9000		

※雨水浸透阻害行為の該当面積が0.1ha以上の場合、法第30条の許可(協議)が必要です。

【提出様式】

各対象面積集計		
開発区域面積※1	2.0000	(ha)
法第30条の対策の対象とする面積	1.0000	(ha)
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を引いた面積	1.0000	(ha)

特定都市河川浸水被害対策法 第30条の必要対策量		
調整池深さ※3	1.0	m
行為前の流出係数	0.5500	
行為前の流出雨水量(許容放流量)④	0.4754	m ³ /s
行為後の流出係数	0.9000	
行為後の流出雨水量(未対策)	0.7780	m ³ /s
オフィス径(円・直径)	0.4770	m
haあたり必要対策量(概算)	270	m ³ /ha
必要対策量(概算)①	540	m ³

下水道等の一時放流先との協議によるもの		
許容比流量※8		m ³ /s/ha
許容放流量※6⑦ (許容比流量×集水面積)		m ³ /s

※9 必要対策量の概算

都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする(流出抑制量が大い方で対策)

他法令等との調整別の対応	申請	必要対策量(m ³)(概算) ①②③を比べ大きい値	許容放流量(m ³ /s) ④⑤⑥⑦を比べ小さい値
法第30条の許可	必要	950	0.1000
都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)	不要		
都市計画法に基づく開発指導等としての必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】	必要		

※1:都市計画法に基づく開発行為面積を入力してください。
 ※2:雨水浸透阻害行為を行うブロック(埼玉県南部・北部)を選んでください。(審査マニュアル参照)
 ※3:「調整池深さ」は設計水位(調整池H.W.L.)から実際に設置する放流口(底部)までの深さを入力してください。
 ※4:既存宅地等、対策の対象とならない控除面積を入力してください。
 ※5:県・各市町で設定されている許容比流量を入力してください。
 ※6:許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値を入力してください。
 ※7:湛水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。
 ※8:接続先水路との協議結果によるものを入力してください。
 ※9:上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

対象地域※2
埼玉県南部

□ その他の法令による指導の対象ではない場合、チェックを入れて下さい。

都市計画法に基づく開発指導等としての 必要対策量(開発区域面積1ha未満)		
対策基準	500	m ³ /ha
対策の対象とならない面積 (控除面積)※4		ha
許容比流量※5		m ³ /s/ha
許容放流量※6⑤ (許容比流量×集水面積)	0.0060	m ³ /s
オフィス径(円・直径)	0.054	m
必要対策量②	不要	m ³

都市計画法に基づく開発指導等としての 必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】		
対策基準(地域別調整容量)	950	m ³ /ha
対策の対象とならない面積 (控除面積)※4	1.0000	ha
湛水区域対策量※7	0.00	m ³
許容比流量※5(≤0.05)	0.0500	m ³ /s/ha
許容放流量※6⑥ (許容比流量×集水面積)	0.1000	m ³ /s
オフィス径(円・直径)	0.219	m
必要対策量③	950	m ³

10 事前相談結果

事前相談結果として、法第30条（雨水浸透阻害行為）の許可、協議の必要、不要の別について、以下に示す事前相談結果通知書を申請者に通知します。

（法第30条：雨水浸透阻害行為の許可）

〇〇第 号
令和 年 月 日

事前相談結果通知書

〇〇県（市）〇〇部
〇〇課

事前協議届出書のあった次の事業計画等については、特定都市河川浸水被害対策法の
規定により、雨水浸透阻害行為についての 許可(第30条) が、必要です。
協議(第35条)

■事業計画を実施する場合は、中川・綾瀬川流域水害対策計画に基づき、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じた場合と他法令等により雨水流出抑制対策を講じた場合を比較して雨水流出抑制量が大きい方を適用してください。

【対策容量】

「各地域の基準に基づく対策容量(m^3)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量 (m^3)」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】

「各地域の基準に基づく許容放流量(m^3/s)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量 (m^3/s)」のうち、小さい方を適用する。

1	雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
2	事業予定区域面積	m^2 (雨水浸透阻害行為面積 m^2)
3	対策容量(必要対策量)	他法令等 ・ 特定都市河川法第30条 m^3
4	放流量	他法令等 ・ 特定都市河川法第30条 m^3/s
5	事前相談書受付日	令和 年 月 日
6	相談者氏名	
7	備考	

(法第 30 条：雨水浸透阻害行為の許可)

〇 〇 第 号
令 和 年 月 日

事前相談結果通知書

〇〇県（市）〇〇部
〇〇課

事前協議届出書のあった次の事業計画等については、特定都市河川浸水被害対策法の
規定による、雨水浸透阻害行為について 許可(第 30 条) 協議(第 35 条) は、不要です。

- 土地利用計画が変更になった事業や、一連の区域での事業は、雨水浸透阻害行為の許可が必要となる場合があります。
- 「特定都市河川流域内において住居し、又は事業を営む者は、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める」等の努力義務規定が法に明記されていますので、浸透マスを設置する等流域における浸水被害軽減に協力をお願いいたします。

1	雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
2	事業予定区域面積	m ² （雨水浸透阻害行為面積 m ² ）
3	事前相談書受付日	令和 年 月 日
4	相談者氏名	
5	備考	

【雨水浸透阻害行為の許可】

※法：特定都市河川浸水被害対策法

第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

【罰則】

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条又は第三十七条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をしたとき。
（以下略）